

各種助成・手当・支援制度

福祉制度を利用するためには申請が必要です

福祉制度は、国や静岡県、袋井市が行うものがあります。公的なサービスを受ける場合は、ほとんどは申請が必要になりますので、ご利用前に、各種制度の窓口・問い合わせ先にご確認ください。

※作成日時点の内容であり、変更されることがあります。

子どもが生まれたとき

出生届

問 市民課 戸籍住民係
☎0538-44-3112

生まれた日を含めて14日以内に出生の届出をしてください。ただし、住所地以外に届出をした場合は、児童手当や子ども医療費の手続きについては住所地の市町村役場へお問い合わせください。

持ち物

- ☐ 出生証明書
- ☐ 来庁者の本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- ☐ 母子健康手帳

マイナンバーカードの申請

問 市民課マイナンバー利用推進係
☎0538-44-3108

マイナンバーカードの申請を出生届と同時に行うことができます。出生届提出時に市役所もしくは支所で申請が行えます。カードは申請から7～10日程でご自宅に届きます。

持ち物

- ☐ 出生届
- ☐ 母子健康手帳

出産育児一時金

問 保険課 保険給付係
☎0538-44-3191

国民健康保険の加入者が出産したときに世帯主へ出産育児一時金50万円（場合により48万8,000円）が支給されます。

袋井市国民健康保険へ申請が必要となります。なお妊娠4か月以上（12週または85日以上）の死産・流産の場合にも支給されます。

原則として、国保から医療機関に直接支払われます（直接支払制度）。

直接支払制度を利用せず、国民健康保険から受け取ることもできます。ただし、他の健康保険などから支給がある場合には、国民健康保険からは支給されません。袋井市国民健康保険の加入者以外の方は、加入されている健康保険へお問い合わせください。

妊婦支援給付金(出産・子育て応援ギフト)

問 こども支援課おやこ健康係
☎0538-42-7340

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、妊婦支援給付金(出産・子育て応援ギフト)を支給します。

支給対象者

次に当てはまる方が給付の対象です。
いずれの場合も申請時点で袋井市民であることが要件です。
・病院等で胎児心拍が確認された妊婦
・2025年4月1日以降に出産された母

支給額

妊婦支援給付金1回目(出産応援ギフト)5万円
妊婦支援給付金2回目(子育て応援ギフト)
胎児の数×5万円

申請方法

申請に必要な書類等は母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問時等に直接ご案内します。
※2025年4月以降に流産・死産等をされた方も2回の給付金を受け取ることができます。

児童手当

問 こども政策課 給付係
☎0538-44-3184

申請した月の翌月から支給対象となるので、手続きが遅れるとその分の手当はもらえなくなります。出生や転入などの翌日から15日以内に必ず手続きを行いましょう。公務員の方は勤務先から支給されますので、職場の給与担当へお問い合わせください。

支給対象

高校生年代までの児童(18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方

支給額

・3歳未満
第1子、第2子　月額15,000円
第3子以降　〃　30,000円
・3歳～高校生年代
第1子、第2子　月額10,000円
第3子以降　〃　30,000円

支払い時期

偶数月
それぞれの前月分まで(例えば6月には、4～5月の2か月分)がまとめて支給されます。

手続きに必要なもの

- ☐ 請求者及び配偶者のマイナンバーがわかるもの
- ☐ 請求者のマイナ保険証または資格確認書等
- ☐ 請求者名義の金融機関の通帳
- ☐ 在留カード(外国籍の方)
- ☐ パスポート(海外からの転入者)

※この他にも必要に応じて提出していただく書類があります。

子ども医療費助成

問 こども政策課 給付係
☎0538-44-3184

高校生年代までの子ども(18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子ども)の医療費を助成します。
「受給者証」を忘れてしまうと医療機関の窓口での助成は受けられないので、マイナ保険証または資格確認書等と受給者証はいつも一緒にしておきましょう。

対　象

健康保険に加入している高校生年代までの子ども(18歳到達後最初の3月31日までの子ども)

助成内容

医療機関などで受診した医療費(保険対象外の費用や学校でのケガなどは除く)が助成されます。受給者証を忘れた場合や県外で受診した場合は市役所で払い戻しの手続きができます。

手続きに必要なもの

- ☐ 運転免許証等の本人確認書類
- ☐ 子どものマイナ保険証または資格確認書等(出生時は子どもが加入予定の保護者のマイナ保険証または資格確認書等)

ひとり親家庭などへの支援

問 こども政策課 給付係　☎0538-44-3184

児童扶養手当

離婚や死別などにより、母子家庭・父子家庭等になった方に支給されます。

対　象

18歳到達後最初の3月31日(一定の障がいを有する場合は20歳未満)までの児童を養育している方。ただし、所得制限を超えている方は手当が支給されません。

ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭・父子家庭の方などの医療費を助成します。

対　象

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童などで、所得税が世帯全員非課税の世帯。(平成22年度税制改正による扶養控除見直し前の計算により、所得税額が0円となる場合を含む)
また、健康保険に加入していることが条件です。

助成額

医療機関などで受診した医療費(保険対象外の費用や医療保険者からの給付金は除く)が助成されます。



問 こども若者家庭センター こども支援課 相談係　☎0538-44-3161

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭・父子家庭の方などが生活援助や一時預かりを利用する際の利用料金の一部を助成します。

母子父子寡婦福祉資金

母子や父子の家庭に対し、子どもの成長や幸せな生活を送るために必要な資金を貸し付ける制度です。本事業は県の事業ですので、貸付の判断は県が行います。申請に必要な書類はこども支援課相談係にあります。

ひとり親家庭自立支援給付金

母子家庭の母・父子家庭の父を対象に就職に役立つ技能や資格を取得するための各種講座や養成機関修業のための費用を助成します。所得の制限等がありますので、事前に相談が必要です。

・自立支援教育訓練給付金
・高等職業訓練促進給付金等

各種手帳について

障害者手帳の申請窓口は、しあわせ推進課障がい者福祉係です。

しあわせ推進課 障がい者福祉係　☎0538-44-3114

住　所　袋井市新屋1-1-1

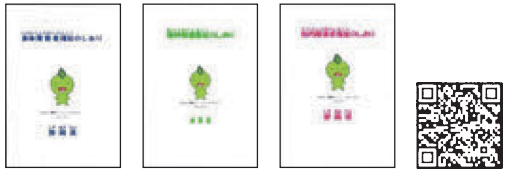
時　間　9:00～16:00（土日祝日・年末年始を除く）

・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳



（イメージ）

各障害福祉のしおり（静岡県障害福祉課のホームページ）





各種割引・減免（手帳を所持し提示すると受けられるサービス一例）

（袋井市の障がい者福祉のしおり）

例えばこんなサービスです…

・有料道路における障害者割引制度
・県内バス
・携帯電話の基本使用料等の割引
・旅客鉄道株式会社等
・NHK放送受信料の減免
・タクシー料金割引制度



各種助成・手当・年金等

障害をお持ちの方が、受給できる手当各種一覧です。

・特別児童扶養手当
・障害児福祉手当
・重症心身障害児扶養手当
・特別障害者手当
・在宅紙おむつ給付事業

各種医療扶助制度

・重度障害者（児）医療費助成
・自立支援医療（更生医療）
・自立支援医療（育成医療）
・自立支援医療（精神通院）

各種手当

＊所得制限があります。詳細は袋井市役所しあわせ推進課障がい者福祉係（☎0538-44-3114）にお問い合わせください。

●特別児童扶養手当（4月、8月、11月に支給）

支給月額　1級　58,450円　2級　38,930円　（2026年4月1日現在）

対 象 者　（次の方を養育している方）
身体障害者手帳1、2、3級と4級の一部。または同程度の障がいを有している方。
療育手帳AまたはBの一部。または、同程度の障がいを有している方。

●障害児福祉手当（2月、5月、8月、11月に支給）

支給月額　16,560円（2026年4月1日現在）

対 象 者　在宅で20歳未満の方で、身体障害者手帳1級程度、療育手帳A（最重度）など、身体、知的に重度障がいのある方で、常時介護を必要とする児童

●重症心身障害児扶養手当（3月、9月に支給）

身体または知的に重度の障がいを有する20歳未満の児童を扶養している方に支給される手当

支給月額　2,500円

対 象 者　（次の方を養育している父母または養育者）
特別児童扶養手当に該当する方、療育手帳AまたはB1、身体障害者手帳1級～3級所持者

●心身障害者扶養共済制度

心身に障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあった場合、残された障がいのある方に終身定額の年金を支給する制度です。

年金

●障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中に、病気やケガで障害者となり、日常生活に制限を受ける状態になったとき受給することができます。

保険課 国保年金係　☎0538-44-3113

しずおか子育て優待カード ～子育て家庭への応援事業～

問 こども政策課 企画係　☎0538-30-6030



しずおか子育て優待カード とは・・・

協賛店舗・施設での買い物などの時、このカードを提示することにより、お店ごとに定めた応援サービスを受けることができます。

対象になるのは

・18歳未満の子どもの保護者
・母子健康手帳の交付を受けた妊婦

協賛している店舗・施設等は

・協賛している店舗等は、右の標示を掲示しているお店です。しずおか子育て優待カードは、全国でご利用できます。



協賛店舗は袋井市ホームページ内の「しずおか子育て優待カード協賛店舗・施設検索システム」より検索してください。

カードの使用方法

①カードの裏面に、18歳未満のお子さんの氏名・生年月日をご記入ください。
②利用する際には、お子さん同伴のうえカードをご提示ください。特典や割引を受けることができます。妊娠中の方につきましては、併せて母子健康手帳のご提示をお願いします。
③新たにお子さんがお生まれになりましたら、カードに氏名・生年月日を追加記入してください。
④カードが使用できる期間は、お子さんが満18歳になるまでです。
⑤カードの紛失や汚損等で使えなくなった場合には、こども政策課までご連絡ください。

Check!

しずおか子育て優待カードがアプリになりました

インストールはこちらから▼

